



一緒に幸手市を盛り上げよう！ 幸手市 PR サポーターを募集

問合せ 秘書課 ☎ (43) 1111 内線 224 ・ FAX (43) 7088

市では、幸手市の持つ魅力を効果的に発信し、地域のイメージや認知度を高め、愛着と誇り、そして地域への参画の意欲を持った人たちを増やす事を目的にシティプロモーションを推進しています。そこで、市公式 SNS やシティプロモーションの事業で、幸手市の魅力や幸せいっぱいの情報を市と一緒に発信していただける人を募集します。

■募集期間

5月1日(金) ～ 29日(金)

■応募資格

市内在住または在勤・在学の高校生以上の人で、幸手市のことが好きな人

■募集人数

20人(応募者多数時は抽選)

※PRサポーター登録後、効果的な写真の撮り方や文章の書き方などの講習会があります。

■活動日

月1回程度

※無償でのボランティアとなります。

■活動内容

幸手市公式 SNS への記事投稿、シティプロモーション冊子の作成協力

■任期

PRサポーターとして登録された日から、令和4年3月31日まで

■申込み

市ホームページから申込用紙をダウンロードし、電子メール(hisyo@city.satte.lg.jp)、またはFAXで秘書課へ

※高校生が申し込む際には、同意書欄に保護者の署名が必要です。

軽自動車税の名称が変更になりました

▼現行の軽自動車税が軽自動車税(種別割)に変更

令和元年度税制改正により、現行の「軽自動車税」は令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に変更になりました。従来の税率(年額)に変更はありません。

▼軽自動車税(種別割)の減免申請は6月1日(月)まで(毎年度申請は必要です)

身体や精神に障がいのある人が所有する軽自動車や、またはその人と生計を共にする家族が所有する軽自動車、当該身体障がい者の通院、通学などのために使用される場合、軽自動車税(種別割)が減免の対象となります。なお、令和元年度の申請者には、納税通知書と併せて申請書を郵送しています。

※申請期限を過ぎると減免できません。

※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。

※障がいの内容によっては減免できないこともありますので、詳細はお問い合わせください。

持ち物 ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害

法人市民税法人税割の税率の改正

平成28年度税制改正により、地方自治体間の税源の偏在性を是正するため、地方法人税(国税)の税率を引き上げ、地方交付税の原資とすることになりました。この改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

資本金額による区分	現行	改正後
資本金1億円超	11.5%	7.8%(△3.7%)
資本金1億円以下	10.5%	6.8%(△3.7%)

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 132 ・ FAX (43) 1125

者保健福祉手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④印鑑 ⑤納付前の納税通知書 ⑥納税義務者のマイナンバーカード(顔写真付)または通知カード

フォークリフトの登録を

乗用装置を有するフォークリフトなどは、道路で運行しないものも課税対象です。ナンバーの登録をお願いします。

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 134 ・ FAX (43) 1125

後期高齢者医療制度からのお知らせ

※75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがある人含む)が対象です。

健康診査を実施

後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を行います。健康維持のために健診を受けましょう。

※受診日に後期高齢者医療制度に加入している人が対象となります。

健 診 方 法	個別健診	集団健診
実 施 場 所	指定医療機関（案内はがきに記載）	令和２年度の集団健診は、新型コロナ ウイルス感染症の感染拡大防止の 観点から、実施時期を検討中です。 日程および詳細が決まり次第、お知 らせします。
実 施 期 間	６月～令和３年２月	
受 診 方 法	①案内はがきが郵送される（５月下旬発送） ②医療機関に予約 ③医療機関で受診	
費 用	無料（同一年度内に個別健診または集団健診いずれか１回限り）	
健 診 内 容	・血中脂質検査 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・血糖検査 ・尿検査 ・心電図検査など	

保養施設宿泊費を助成

後期高齢者医療被保険者が、保養施設に宿泊する際の宿泊費の一部を助成しています。

対 象 後期高齢者医療の被保険者で、納期到来分の保険料を完納している人

助成額 1泊につき2,000円(年度内2泊まで)

※年度途中に後期高齢者医療被保険者になった人で、同一年度内に国民健康保険制度の同助成を受けた人は、通算で2泊までとなります。

※宿泊日の7営業日前までにお申し込みください。

申込み ①保養施設に予約

②保険年金課に申し込み、後日助成券が送付される

③宿泊時に助成券を保養施設に提出

保養施設

一覧は、保険年金課窓口で配布および、市ホームページに掲載しています。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 147 ・ FAX (43) 1125

第2次幸手市都市計画マスタープランを策定するための市民検討会議委員を募集

令和3年3月(令和2年度)で、現在の幸手市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本方針)の計画期間が終了することから、令和3年度から令和22年度までの第2次幸手市都市計画マスタープランを策定します。

市民のみなさんのご意見、アドバイスをいただきながら策定を行うため、つぎのとおり市民検討会議委員を募集します。

募集基準 つぎの①、②のいずれも満たす人

①市内在住、在勤、在学で、18歳以上(高校生を除く)70歳未満の人

②市のまちづくりに関心のある人

募集人員 5人

※委員は全員で20人程度を予定しており、うち5人を募集します。

活動内容 第2次幸手市都市計画マスタープランに対する意見・助言など。令和2年6月から11月ごろまでの、平日の夜間、または土曜・日曜日に、会議を4回程度予定しています。

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、〒340-0192 幸手市東4-6-8「幸手市都市計画課」へ郵送またはメール(toshikeikaku@city.satte.lg.jp)で5月25日(月)までに応募してください。

※応募用紙は市ホームページまたは、市役所第二庁舎1階都市計画課窓口で配布しています。

※選考基準・選考方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ 都市計画課 ☎ (43) 1111 内線 565